給水用途一覧

用途	説明	例
高層用	高層集合住宅で1個の給水装置で使用しているもの（高層用）	県、公団、市関係の住宅及び一般高層住宅（受水槽等を有するもの）
共用	2戸以上の独立住宅が共用で使用するもの（共用）	長屋（昔あったタイプ）
家事用	日常生活に必要な水のみに使用するもの（家事用）	一般家庭（池、車庫のみ、散水のみを含む）、アパート、用途未定、畑
	営業を営んでいても専ら生活水のみに使用するもの（卸小売営業用A）	米屋、衣料品、自転車店、貸衣裳、布団店等で営業に使わない店舗
	集合住宅で共同キッチン・共同風呂等があるもの（寮）	寮
営業用	営業に使用するもの（生活水も含む）（卸小売営業用B）	食肉店、鮮魚、牛乳店等の冷蔵庫を有するもの及びおしぼり店等
	会社、団体、組合及び個人で事務所のみで使用（事務所用）	設計、会計、司法書士、不動産、交通公社、農協等の事務所及び会館、展示場、事務所付倉庫、金融を伴わない商事会社等
	銀行法によるもの、保険業を営むもので使用するもの（金融保険業）	銀行、信託、保険会社、証券会社、質屋、金融商事会社等
	同一の建物で1個の給水装置を使用するもの（集合店舗用）	百貨店、スーパー、貸店舗
	食品衛生法、風俗営業取締法による店で使用するもの（飲食店用）	一般食堂、レストラン、寿司、そば、ラーメン、料亭、大衆酒場、バー、一杯飲屋、キャバレー、ナイトクラブ、スナック、ビヤホール、焼肉、ろばた、喫茶、仕出屋、弁当屋、たこ焼屋、お好み焼屋、おにぎり屋、結婚式場
	旅館業法による営業で使用するもの（旅館用）	旅館、ホテル、民宿、モーテル、下宿、その他宿泊施設を有するもの
	興行法、風俗営業法による営業で使用するもの（娯楽遊戯施設用）	劇場、映画館、パチンコ店、スポーツ場、ビリヤード、ボーリング場、バッティングセンター、グランド、囲碁、将棋、釣堀
	（その他サービス業用）	ガソリンスタンド、クリーニング、コインランドリー、染物、写場、理容、美容、レンタカー、特殊浴場用
	旅客、貨物及び各種倉庫で使用するもの（運輸倉庫用）	旅客、貨物運送、各種倉庫、営業用車庫、駐車場、材木置場、タクシー
	公私立病院、診療所で入院室を有するもの（病院用A）	入院ベッド数を問わず入院可能な施設を有する病院、診療所
	上記以外の病院で入院室を有しないもの（病院用B）	一般病院、あんま、接骨院、マッサージ、指圧、針灸、獣医院、歯科技工
	農業用、漁業用で使用するもの（農漁用）	施設園芸、牧畜、養魚等農漁業に使用するもの
工業用	各種製造、加工の事業所で使用するもの（製造加工用）	農産物（こんにゃく、めん、とうふ等）、畜産物（乳製品、肉製品等）、菓子、清涼飲料、酒類、製氷、冷蔵、冷凍、パン、かまぼこ、調味料等の加工製造 繊維、衣服、木竹材等、家具、紙製品、出版、印刷、青写真、土石製品、鉄鋼、ガラス 化学製品、機械器具、各種金属製品、手袋、ニット、光学、建具、畳、花火、反毛 タイヤ製造、自動車製造修理
	（建設業用）	土木建築、電気、水道、塗装、板金、左官、測量、造園
官公署用	国、県、市関係の施設で使用するもの（官公署用）	税務署、郵便局、NTT、日本たばこ、法務局、JR、裁判所、自衛隊、刑務所、営林署 分子化研、保健所、職業安定所、警察署、派出所、駐在所、県土木、県西三事務所 食糧事務所、自動車検査所、労働監督署、職業訓練所、種蓄場、追伸農場、県青年の家 県消費者センター、県総合運動場、老人ホーム、勤労会館、消防詰所、市役所関係施設等 公園、寺院、教会等宗教関係、町有施設、
	上記以外で公共に準ずる施設で使用するもの（準官公署用）	基地、中部電力、ガス会社、変電所、社会福祉施設
	学校教育法、福祉法による保育園等の施設で使用するもの（学校用）	大学、高校、中学、小学、幼稚園、盲学校、ろう学校、養護学校、専門学校、塾、保育所 各種学校（服装学院、簿記、珠算、タイピスト、外国語、　看護、バレーレッスン）
プール用（A）	入場料を徴し、プールの経営で使用するもの	岡崎スイミング、たつき、アオイ、市流水プール等
プール用（B）	学校等営業目的以外のプールで使用するもの	学校、会社、団体等で入場無料のプール
浴場用	公衆浴場で使用するもの	銭湯
臨時用	工事で使用するもの	現場事務所、建築中等の工事に水道を使用するもの